

○岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が男女共同参画に関する研修(以下「研修」という。)に参加するために要する費用の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 岸和田市男女共同参画推進条例(平成22年12月20日条例第34号)第2条第2号に規定する者をいう。
- (2) 交通費 最も経済的な通常の経路及び方法により研修開催場所まで旅行する場合の交通費をいう。
- (3) 宿泊費 宿泊を伴う研修において、研修の主催者が研修開催要領等で示す宿泊費をいう。
- (4) 参加負担金 研修の主催者が研修開催要領等で示す研修に参加するために必要な研修参加者が負担すべき費用(資料代を含む。)をいう。

(補助対象の研修)

第3条 補助の対象となる研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国立女性教育会館で行われる研修で、市長が認めるもの
- (2) 日本女性会議
- (3) 男女共同参画に関し先進的に取り組んでいる地方自治体、団体又は関係施設等に対する視察研修で、市長が認めるもの
- (4) その他市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次に該当する者とする。

前条に定める研修に参加した市民

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - イ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、交通費、宿泊料、参加負担金とする。この場合において、交通費及び宿泊料は、岸和田市職員旅費条例(平成10年3月20日条例第8号)の一般職の職員の例により算定した額を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の合計の2分の1以内(ただし、上限は10,000円)とする。なお、補助金の額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

[様式第1号]

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、その結果を岸和田市男女共同参画研修参加補助金（不）交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

[様式第2号]

(交付申請の取下げ)

第9条 前条による交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、研修参加の中止等により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

[様式第3号]

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、研修終了後、速やかに岸和田市男女共同参画研修参加補助金実績報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

[様式第4号]

(確定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査して交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額（以下「補助金確定額」という。）を岸和田市男女共同参画研修参加補助金確定通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

[様式第5号]

(交付請求等)

第12条 補助金確定額の通知を受けた補助金交付決定者は、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

[様式第6号]

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全額の返還を求めなければならない。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助決定研修に参加しなかったとき。
- (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

[様式第7号]

(次期補助金の交付)

第14条 当該補助金の交付を受けた者は、交付決定の属する年度末までは新たに交付の申請をすることができないものとする。

(補助事業の公表)

第15条 市長は、第10条の実績報告書の提出があった場合には、適切な方法によりその内容を公表するものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならな
(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

年 月 日

(宛先) 岸和田市長

申請者
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付申請書

年度における岸和田市男女共同参画研修参加補助金の交付を受けたいので、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 研 修 名
- 2 研修期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 研修場所
- 4 補助金交付申請額 円
※申請額の算定は、当該様式NO. 2に記載
- 5 申請理由 当該様式NO. 2に記載
- 6 補助金請求実績 無 ・ 有 (年 月 日)
- 7 添付書類
 - (1) 研修の概要が確認できる書類
実施要項、案内文等、事業内容と会場を確認できるもの
 - (2) その他市長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

申請にあたっては、次の内容を確認の上、□にレを記入してください。

- ☐ この申請による補助金の交付が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益となるものでないことを誓約します。
- ☐ 第4条第2項に規定する市民に該当するか否かについて、市長が大阪府警等へ照会することに同意します。
- ☐ この申請書に記載した内容は、事実と相違ありません。

1 補助金交付申請額の内訳

交通機関	区 間	明 細	金 額 (円)	備 考
(1)交通費計				
(2)宿泊料				
(3)参加負担金(資料代を含む。)				
(4)合計額				
(5)合計額の2分の1 (100円未満の端数は切り捨て)				
(6)補助金交付申請額 ((5) の額。ただし、10,000円を上限とする。)				

- 2 申請理由 (あなたの男女共同参画に関する考えや研修後の活動など簡潔にお書きください。
欄が不足する場合は、別紙を追加して記載してください。)

第 号
年 月 日

様

岸和田市長 印

岸和田市男女共同参画研修参加補助金 交付 決定通知書
不交付

年 月 日付で交付申請があった 年度岸和田市男女共同参画研修参

加補助金については、下記のとおり 交付 不交付 を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額	円
不交付決定の理由	
備 考	

年 月 日

(宛先) 岸和田市長

住 所
氏 名

岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付申請取下書

年 月 日付で岸和田市男女共同参画研修参加補助金の交付申請をしましたが、都合により取り下げます。

年 月 日

(宛先) 岸和田市長

住 所
氏 名

岸和田市男女共同参画研修参加補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で決定通知があった 年度岸和田市男女共同参画研修参加補助金に係る研修を受講したので、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 研修報告書(当該様式NO. 2)
- (2) 研修費内訳(当該様式NO. 3)
- (3) 関係費用の領収書
- (4) その他市長が必要とする書類

研 修 報 告 書

研修の名称	
日 時	
会 場	
参加者氏名	
研修の概要	
感 想	
備 考	

研 修 費 内 訳

交通機関	区 間	明 細	金 額 (円)	備 考
(1)交通費計				
(2)宿泊料				
(3)参加負担金(資料代を含む。)				
(4)合計額				
(5)合計額の2分の1 (100円未満の端数は切り捨て)				
(6)補助金交付申請額 ((5) の額。ただし、10,000円を上限とする。)				

第 号
年 月 日

様

岸和田市長 印

岸和田市男女共同参画研修参加補助金確定通知書

年 月 日付で交付申請があった 年度岸和田市男女共同参画研修参加補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

円

(確定額の明細は、NO. 2 のとおり)

確 定 額 の 明 細

交通機関	区 間	明 細	金 額 (円)	備 考
(1) 交通費計				
(2) 宿泊料				
(3) 参加負担金(資料代を含む。)				
(4) 合計額				
(5) 合計額の2分の1 (100円未満の端数は切り捨て)				
(6) 補助金交付確定額 ((5) の額。ただし、10,000円を上限とする。)				

年 月 日

(宛先) 岸和田市長

住 所
氏 名 印

岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知があった 年度岸和田市男女共同参画研修参加補助金について、岸和田市男女共同参画研修参加補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり請求し、指定口座に振込みを依頼します。

記

請 求 金 額	円 (確定額 円)
金融機関名	銀行名等 () 本支店名 ()
預 金 種 別	1 普通 2 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

第 号
年 月 日

様

岸和田市長 印

岸和田市男女共同参画研修参加補助金返還通知書

年 月 日付で交付した 年度岸和田市男女共同参画研修参加補助金
については、下記のとおり返還してください。

記

返 還 の 理 由	虚偽の申請 補助金の交付条件違反 決定研修に不参加 要綱の規定違反行為
返 還 額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	指定金融機関において、納入通知書により返還してください